

青森県報

第三千四百一十号

平成二十三年
六月十七日
(金曜日)

目次

告 示

海岸保全区域の指定の一部改正……………(漁港整備課) ……一

公 告

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……一

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(警察本部 会計課) ……二

右 同……………() ……二

右 同……………() ……三

右 同……………() ……四

右 同……………() ……五

出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(三八地民局) ……六

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………() ……六

土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地民局) ……六

土地改良区の役員の退任……………() ……七

道路の位置の指定……………() ……七

右 同……………() ……七

土地改良区の定款変更の認可……………(下北地民局) ……七

教育委員会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) ……八

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則……………() ……八

公安委員会

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………(広報課) ……九

告 示

青森県告示第五百四十三号

昭和三十八年六月二十五日青森県告示第五百五号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

「ク」の地点 北緯 四一度二四分四八秒〇二六五

東経 一四一度〇九分五七秒一四四五

「ク」の地点 北緯 四一度二四分四九秒六三二〇

東経 一四一度一〇分〇五秒四一〇四 に改める。

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、地引地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(面的集積型)(区画整理)(農業用排水施設整備))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年六月二十日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

土 地		建 物	
所 在 地	地 目	所 在 地	構 造
むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七	宅 地	むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七	木造平家建
三三〇・六九平方メートル	地 積		延 面 積
			一〇〇・二〇平方メートル
備 考		都市計画区域外	

二 予定価格

六百二十九万千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目八の一

青森県むつ合同庁舎旧館 二階小会議室

2 日時

平成二十三年七月四日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十三年六月二十日午後二時から、むつ市川内町宿野部榎木平五六の三九七において現場説明を行う。

問合せ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七三三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

青森県知事 三 村 申 吾

物 建	地 士	
	所 在 地	地 目
五所川原市大字福山字広富一六の五	五所川原市大字福山字広富一六の五	宅 地
非線引都市計画区域、指定建ぺい率七〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	備 考	一九八・八七平方メートル
木造平家建	構造	延 面 積
八二・八一平方メートル		

二 予定価格

百二十五万三千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市大字福山字広富一六の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市字栄町一〇

青森県五所川原合同庁舎 三階B会議室

2 日時

平成二十三年七月七日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十三年六月二十二日午前十一時から、五所川原市大字福山字広富一六の五において現場説明を行う。

問合せ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

地	土	
	所 在 地	地 目
第二種住居地域、指定建ぺい率六〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	八戸市大字白銀町字三島上三九の一	宅 地
	備 考	地 積
		一三三八・七五平方メートル

八戸市白銀台二丁目一〇の一七
売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市城下一丁目一六の二五

八戸警察署 二階小会議室

2 日時

平成二十三年七月五日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十三年六月二十一日午前十一時から、八戸市白銀台二丁目一〇の一七において現場説明を行う。

問合せ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建	地 士		備 考
	所 在 地	地 目	
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田の一	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田の一	宅 地	二七九・〇三平方メートル
非線引都市計画区域、指定建ぺい率七〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント			
木造平家建	構 造		九九・五六平方メートル
			延 面 積

二 予定価格

六百十三万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

五所川原市字栄町一〇

青森県五所川原合同庁舎 三階B会議室

2 日時

平成二十三年七月七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十三年六月二十二日午後二時から、北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一において現場説明を行う。
問合せ先

青森県警察本部会計課管財係
電話〇一七 七二三 四二一一

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	佐藤 達男	旧住所 三戸郡三戸町大字斗内字森ノ上三三九の二 新住所 三戸郡三戸町大字斗内字森ノ上三三九の一	平成三・三・六

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、福地土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し
2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年六月二十日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂土路川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	佐々木君信	十和田市大字洞内字前田六二の二	平成三・四・二就任
"	仁和 文雄	大字大沢田字前田二八の一	"
"	田高 忠美	字早坂二九	"
"	野村 武美	上北郡東北町大字大浦字山添二	"
"	中野 均	十和田市大字洞内字家ノ向二	"

山辺沢土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年六月十七日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

教 育 委 員 会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十七日

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県教育委員会規則第五号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一月」の下に「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第二条の二第三号に掲げる場合にあつては二週間、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合にあつては当該日）」を加え、同条第二項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。
第一号様式中

育児休業の承認 育児休業の期間の延長

育児休業の承認 育児休業の期間の延長
（非常勤職員又は再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入）

5 備 考

5 配 偶 者	氏 名	年 月 日 从	年 月 日 未 迄
	育児休業の期間		
6 備 考			

この改正は、同様の改正の趣旨「請求（この次に「非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び」を加え、同（第5号）を同（第4号）を同（第3号）を「5 備考」に改め、同（第3号）を同（第2号）及び4として次のように加える。

3 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。

4 配偶者欄には、非常勤職員等が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十七日

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県教育委員会規則第六号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び直接レントゲン写真（四ツ切。以下同じ。）」を削り、同条

第二項中「及び直接レントゲン写真を」を「を添え、」に改め、「精神性疾患精密検

査証明書(様式第二号の二。以下同じ。)を「の下に「添え、」を、「精密検査証明書(様式第三号。以下同じ。)(を「の下に「添え、」を加える。

第四条及び第五条を次のように改める。
(経過報告)

第四条 結核性疾患による病気休暇及び引き続き三十日以上病気休暇を受けている県立学校職員は、承認権者の定めるところにより、結核性疾患のときは結核性疾患経過報告書(様式第四号。以下同じ。)(を、結核性疾患以外の心身の故障のときは経過報告書(様式第五号。以下同じ。)(を提出しなければならない。

2 休職の発令を受けた県立学校職員は、当該休職の期間中九十日ごとに、結核性疾患のときは結核性疾患経過報告書を、結核性疾患以外の心身の故障のときは経過報告書を教育長に提出しなければならない。
(出勤及び復職)

第五条 結核性疾患による病気休暇及び引き続き三十日以上病気休暇を受けた県立学校職員は、期間の満了又は事由の消滅により出勤することとなるときは病状報告書(様式第六号。以下同じ。)(に、次の各号に掲げる病気休暇の区分に応じ、当該各号に定める証明書を添え、出勤することとなる日から七日前までに承認権者に提出しなければならない。

- 一 結核性疾患による病気休暇 結核性疾患精密検査証明書
- 二 精神性疾患による病気休暇 精神性疾患精密検査証明書
- 三 前二号以外の病気休暇 精密検査証明書

2 休職の発令を受けた県立学校職員は、期間の満了又は事由の消滅により復職することとなるときは病状報告書に、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める証明書を添え、復職することとなる日から三十日前までに教育長に提出しなければならない。

- 一 結核性疾患による休職 結核性疾患精密検査証明書
- 二 精神性疾患による休職 精神性疾患精密検査証明書
- 三 前二号以外の休職 精密検査証明書

第六条を削る。
第七条第二項中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、第三項を削り、同条を第六条とする。

第八条を削る。
第九条中「を超える」を「以上の」に、「様式第九号」を「様式第八号」に改め、

同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一条を第八条とし、第十二条を第九条とする。

第十三条中「第七条第二項及び第三項並びに第十一条」を「及び第八条」に改め、同条を第十条とし、第十四条を第十一条とする。

様式第四号中「~~結核(病)~~」を「~~結核~~」に改める。

様式第五号中「~~結核(病)~~」を「~~結核~~」に改める。



様式第六号中「~~結核(病)~~」を「~~結核~~」に改める。

「~~結核(病)~~」の期間が満了するので、
「~~結核~~」に改める。

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を様式第八号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十七日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第七号

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会文書管理規則（平成十三年六月青森県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第七十八条の二」を「第七十九条」に改める。

第五条を次のように改める。

（行政文書の作成）

第五条 委員会においては、委員会における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十三年六月十七日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
--	--	------------------------------